

令和2年10月31日
(2020年)

和歌山市立博物館
館長 前田 敬彦 様

和歌山市立博物館協議会
会長 藤本 清二郎



和歌山市立博物館基本計画の策定について (答申)

令和2年6月5日付け和文博第22号で諮問のあったことについて、慎重に審議した結果、次の結論に達したので答申します。

和歌山市立博物館基本計画について、審議の結果、妥当なものと認めます。

なお、本委員会における意見等については、別紙のとおりとしますので、十分にご検討いただき、方針に基づく取組の実施において活かしていただくよう要望いたします。

(別紙)

和歌山市長 尾花正啓様

和歌山市立博物館協議会

「和歌山市立博物館基本計画」策定諮問への答申にあたっての付帯意見書

「和歌山市立博物館基本計画」策定諮問への答申にあたって、和歌山市立博物館協議会として以下の付帯意見を提出する。

1, 「基本計画」遂行のため「実施計画」の策定

博物館は基本計画の実現を保障するため、より具体的な内容を記した「実施計画」(もしくは「詳細計画」)の策定が必要である。おおむね、常設展示、特別展示・企画展示、情報発信・宣伝戦略について、進捗の指標となる五ヶ年の実施計画、各年の計画を策定する必要がある。和歌山市(文化振興課)はその立案、実施に責任を負う必要がある。

2, 計画遂行のための人的・財政的措置の必要性

- ・学芸員がかつてより減員となっており、ことに、現状においては美術史・近現代史分野担当学芸員が欠けており、その充足が計画遂行に不可欠である。
- ・平成27年に常設展リニューアル構想が計画されたが、予算措置が伴わず実現されなかったことが入館者増の障害となったという経過に鑑み、常設展のリニューアル、改善の予算措置が必要である。
- ・「計画」にもられた諸施策・事業の遂行のため予算的裏付けが必要である。

3, 文化観光推進法との関係

文化観光推進法では「工芸品」「食品」「その他物品」の販売などを博物館業務とする事例を挙げているが、例示の業務は本館の目的に合致せず、そぐわないことは勿論、本来業務の阻害要因となる可能性があることに留意し、文化観光推進法に基づく業務申請については十分な選別が必要である。

4, 市史編纂事業終了時点での公文書館設置要望と今日における施策の必要性

- ・平成4年(1992)3月事業は終了し、『和歌山市史』販売等の継続業務が博物館に移管されたが、その前、平成3年(1991)11月に市史編纂委員会委員長藺田香融氏他から、継続施策として和歌山市立公文書館設置の要望書が提出された。
- ・市史編纂過程で収集された「西和佐村文書」(行政文書)等の保管、取扱が一時的に博物館に委任されたが、その管理帰属等の取扱は未決済であり、(他自治体の例を見ても)公文書館設置と連動する可能性があり、和歌山市が公文書館設置と関連して対応する必要がある。